

国立大学法人長崎大学とイサハヤ電子株式会社との
包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）とイサハヤ電子株式会社（以下「乙」とい
う。）とは、互いに協力して取り組むべき新たな技術（以下「次世代技術」という。）の開
発について包括的な連携（以下「本連携」という。）を行うにあたり、以下のとおり協定を
締結する。

（目的）

第1条 本連携は、甲の有する研究成果と乙の有する技術力を結合し、产学の連携を推進
することにより次世代技術を開発し、あわせて学術研究の振興、研究成果による社会貢
献及び研究者・技術者の育成に資することを目的とする。

（技術分野）

第2条 次世代技術開発の具体的な課題は、別途甲及び乙が協議し、これを定める。

（本連携項目）

第3条 甲及び乙は、下記により本連携を行う。

- (1) 本連携内で実施する共同研究、受託研究等のテーマの選定と推進
- (2) 共同研究、受託研究等の実施と共に伴う研究者の交流
- (3) 甲に所属する学生に対するインターンシップの機会の付与
- (4) 甲及び乙が合意したその他の連携活動

（研究の実施）

第4条 本協定に基づき共同研究、受託研究等を実施する場合、甲及び乙は、その都度書
面により契約を締結し、具体的条件を定める。

（秘密保持）

第5条 本連携に関して相互に開示される情報の秘密保持については、別途甲及び乙が協
議し、これを定める。

（本協定の開示）

第6条 甲及び乙は、本協定の存在を、相手方の承諾を得ることなく第三者に開示するこ
とができる。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成21年9月30日から平成22年3月31日までとす
る。ただし、期間満了3月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、本協
定はさらに1年間有効なものとし、以後この例による。

また、協定期間にいざれかにより解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文
書による合意が成立したときに終了する。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙が協議し、これを定め
る。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保管
する。

平成21年9月30日

（甲）長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

片峰茂

（乙）長崎県諫早市津久葉町6番41号

イサハヤ電子株式会社

代表取締役会長兼社長

井寄泰生